

都道府県中間年評価書（案）

都道府県名	滋賀県	担当部署	農政水産部 農村振興課															
(市町村数)		(協定数)																
① 全市町村数、19市町 ② 対象市町村数 14市町 ③ 促進計画策定市町村数 11市町 ④ 交付市町村数 10市町		①協定数150 ②基礎単価26、体制整備単価124 ③ 集落協定 148 ④個別協定 2																
(交付面積) ※ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。																		
① 耕地面積 52,100ha ② 対象農用地面積 2,387ha ③ 交付面積 1,707ha (基礎単価363ha、体制整備単価1,343ha) ④ 加算単価面積 46ha (集落連携・機能維持加算は取組なし、急傾斜農地保全加算46ha) ⑤ 地目別交付面積 田：1,659ha、畑：48ha ⑥ 交付基準別交付面積 急傾斜：1,056ha、緩傾斜：651ha																		
交付総額	2.6億円	配分割合	(個人) 11,733 万円 (共同取組) 14,266 万円															
(協定の概要)																		
集落	① 1 協定当たりの参加者数25人、交付面積11.4ha、交付金額 174万円 ② 参加者1人当たりの交付金額 7万円																	
個別	① 1 協定当たりの交付面積 7.5ha、交付金額 113万円 ② 参加者1人当たりの交付金額 -																	
共通	③ 1 市町村当たりの協定数15、交付面積171ha、交付金額 2,600万円																	
交付金交付の評価（運用第17等）																		
集落協定（148集落）の評価。 【全体】協定毎の総合評価結果 ・全集落協定148のうち、139協定（全体の94%）が「優」「良」の評価であり、集落協定に定められた取り組みは、おおむね順調に取り組まれている。 ・一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定は、9協定（6%）あった。																		
市町が実施した協定ごとの全体評価結果 全体評価の割合(協定数)		(注) 全体評価とは、取組ごとの評価結果(◎、○等)の合計数等に応じて、各協定を「優」、「良」、「可」、「不可」の4段階で評価。																
<table border="1"> <caption>市町が実施した協定ごとの全体評価結果</caption> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>割合</th> <th>協定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>94%</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>30%</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>6%</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>0%</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		評価	割合	協定数	優	94%	139	良	30%	45	可	6%	9	不可	0%	0	<ul style="list-style-type: none"> 優 : 「◎」または「○」が6以上かつ「×」がない場合 良 : 「◎」または「○」が4以上かつ必須に「×」がない場合 可 : 「×」が必須にない場合 不可 : 「×」が必須にある場合 	
評価	割合	協定数																
優	94%	139																
良	30%	45																
可	6%	9																
不可	0%	0																

【全体】集落協定に定められた活動項目毎の評価

- 集落協定に定められた各活動のうち、約9割の集落協定で「◎：優良（高い達成が見込まれる）」、「○：適当（達成が見込まれる）」と評価された（「超急傾斜農地保全管理加算」の取り組みを除く）
- 特に、「水路・農道等の管理」「耕作放棄の防止等」の活動は、「◎：優良」の割合が高い。
- 少数ではあるが助言・指導が必要な集落協定もあり、今後、市町が「話し合いの充実」「共同取組活動の充実」等、集落協定に応じた助言指導を行うこととしている。
- 選択事項としては、「C要件」の実施数が多く、加算措置の取組は少ない。

【市町が実施した取り組むべき活動項目ごとの評価の内訳】

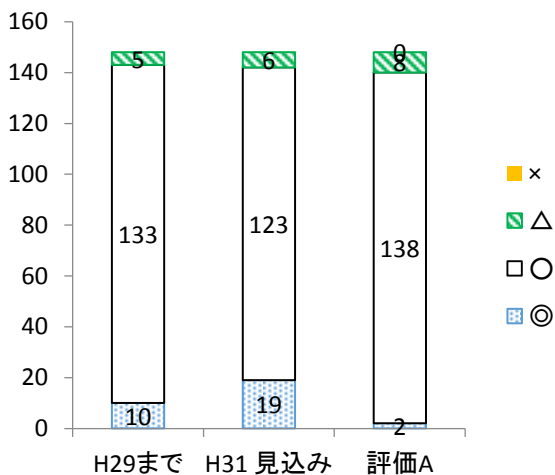
取り組むべき事項	取組	数値目標	活動項目ごとの評価（上段は協定数、下段は割合）					
			◎：優良 （高い達成が見込まれる）	○：適当 （達成が見込まれる）	△：要指導・助言 （改善が見込まれる）	×：返還等 （改善が見込まれない）	計	
必須事項 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況	集落の将来像を実現するための（概ね5年間の）具体的な活動計画	なし	2 (1%)	138 (93%)	8 (5%)	0 (0%)	148	
		（実施したかどうかで評価）	耕作放棄の防止等の活動	8 (5%)	131 (89%)	9 (6%)	0 (0%)	148
			水路・農道等の管理	10 (7%)	129 (87%)	9 (6%)	0 (0%)	148
			多面的機能を増進する活動	3 (2%)	137 (93%)	8 (5%)	0 (0%)	148
選択事項 農業生産の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全体制整備	あり	3 (2%)	104 (85%)	16 (13%)	0 (0%)	123	
		取組なし				-		
		A要件	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	2	
		B要件	0 (0%)	114 (94%)	7 (6%)	0 (0%)	121	
	C要件	なし	0 (0%)	114 (94%)	7 (6%)	0 (0%)	121	
加算措置の進捗状況	集落連携・機能維持加算	あり	取組なし				-	
	超急傾斜農地保全管理加算	なし	0 (0%)	7 (78%)	2 (22%)	0 (0%)	9	
【参考】	集落協定内における話し合いの状況	-	5 (3%)	135 (91%)	8 (5%)	0 (0%)	148	
	集落戦略への取組状況	-	0 (0%)	42 (28%)	106 (72%)	0 (0%)	148	

【参考】の2項目については、協定全体に対する評価の判定には含まない

【個別】集落協定に定められた活動項目毎の評価

1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

評価A ◎…2協定、○…138協定、△…8協定、×…0協定



・集落マスタープランは、集落の目指すべき将来像を明確にし、それを実現するための、活動方策と、協定締結期間（5年間）に実施する活動計画（目標）を定めたものである。

・ほとんどの集落協定で、マスタープランに沿った取り組みが確実に実施されている。6集落で目標達成に課題があるとなっているが、「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」を掲げているが、営農組織が設立に至っていない状況である。

・今後は、市町による話し合い活動や共同取組活動の充実について指導を行うことで、着実に実施できると見込まれている。

2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

B.耕作放棄の防止等の活動

評価B ◎…8協定、○…131協定、△…9協定、×…0協定

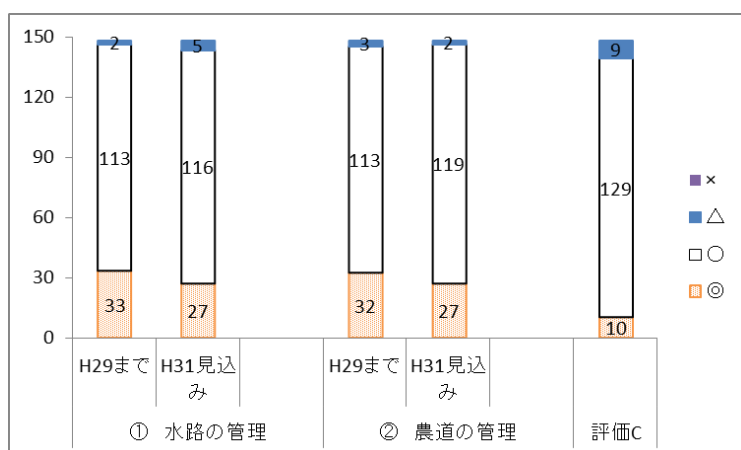
・耕作放棄の防止等の活動として、「柵、ネット等の設置」(137集落)、「農地の法面管理」(104集落)、の2項目を選択する集落が多い。中山間地域で、野生獣被害に苦慮し、営農活動に影響を及ぼしていることが推察される。

・活動状況では、ほとんどの集落協定で選択した活動が着実に実施され、取組の遅れている集落に対しては、当該市町が「共同取組活動の充実」や「話し合い活動の充実」等の助言指導を行うことで着実な実施が見込まれる。

項目	① 賃借権設定・農作業の委託		④ 既耕作放棄地の保全管理		⑤ 農地の法面管理		⑥ 柵、ネット等の設置		⑧ 簡易な基盤整備		⑨ 担い手の確保		⑩ 地場農産物の加工・販売		⑫ 自然災害を受けている農用地の復旧		⑭ その他		評価B
	H29まで	H31見	H29まで	H31見	H29まで	H31見	H29まで	H31見	H29まで	H31見	H29まで	H31見	H29まで	H31見	H29まで	H31見	H29まで	H31見	
◎	3	2	7	4	25	20	40	33	1	1	2	1							8
○	13	14	11	13	78	82	94	101	7	7	2	3	1	1	1	1	1	1	131
△	1	1		1	1	2	3	3	1	1									9
×																			
協定数	17		18		104		137		9		4		1		1		1		148

C.水路、農道等の管理活動

評価C ◎…10協定、○…129協定、△…9協定、×…0協定



・すべての集落協定が、「水路の管理」「農道の管理」に取組み、水路の清掃や草刈り、農道の簡易補修等が着実に実施されている。

・優良とする集落協定が10ある一方、計画等が遅れている9集落に対して、市町が「話し合いの充実」「共同取組活動の充実」等の助言指導を行うことにより、着実な実施が見込まれる。

D.多面的機能を増進する活動

評価D ◎…3協定、○…137協定、△…8協定、×…0協定

・選択項目では、「周辺林地の下草刈り」を選択する集落が102と非常に多く、次いで、「景観形成の作付」が35集落であった。

・中山間地域の多くの集落では、獣害対策を進めるため、周辺林地を含めた一体的な管理の必要性が高いことがうかがえる。また、生産調整(転作)作目として景観形成作物(レンゲ、コスモス等)を作付し営農活動を行う集落が多い。

・少数ではあるが、「棚田オーナー制度」「市民農園の開設・運営」「体験民宿」等、外部との交流や地域の活性化に向けた取組を行う集落もあった。

・活動状況としては、協定参加者の出役等によりほとんどの集落で着実に実施されている。市町が助言指導を行う集落協定の多くが「周辺林地の下草刈り」を選択しており、共同活動を充実することで着実な実施が見込まれる。

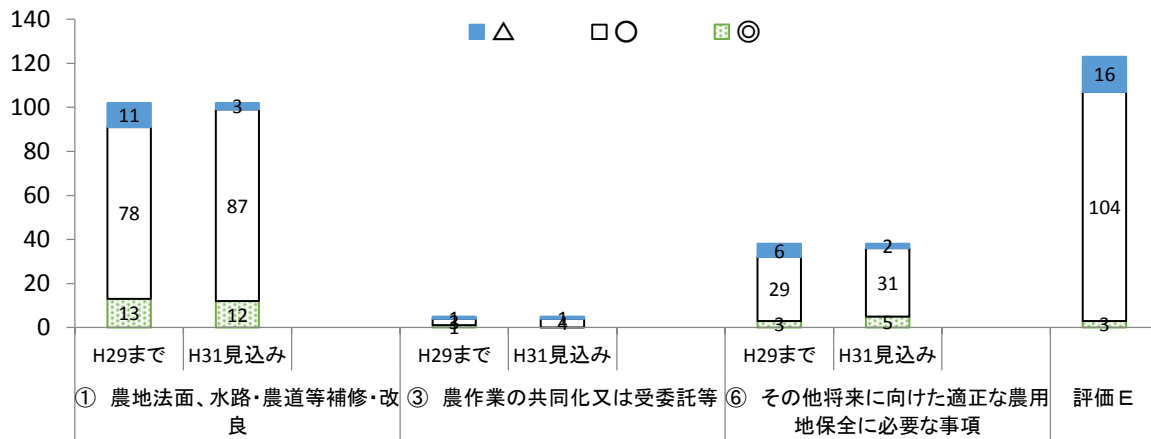
項目	① 周辺林地の下草刈		② 土壌流出に配慮した営農		③ 棚田オーナー制度		④ 市民農園等の開設・運営		⑤ 体験民宿(グリーン・ツーリズム)		⑥ 景観作物の作付け		⑦ 魚類・昆虫類の保護		⑧ 鳥類の餌場の確保		⑩ 堆きゅう肥の施肥		⑬ 輪作の徹底		⑮ その他活動		評価D
	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	H29まで	H31見込	
◎	22	24							2	1	7	3							1	1		1	3
○	74	76	1	1	3	3	1	1	1	2	23	32			2	2	3	3			4	3	137
△	6	2									5				2	1							8
×																							
集落数	102		1		3		1		3		35		2		2		3		1		4		148

自立的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

E 農用地等保全体制整備

評価E ◎…3協定、○…104協定、△…16協定、×…0協定

- ・体制整備単価（10割）で取り組む場合、協定農用地を将来に渡って適正に保全する活動を実施区域位置図に記載し（農用地保全マップ）、達成目標を定め、取り組むこととなっている。
- ・体制整備単価に取り組む123集落の活動状況では、「農地の法面、水路・農道等の補修・改修」に102集落で取り組んでいる。
- ・また、「その他将来に向けた適正な農用地保全に必要な事項」には38集落が取り組んでいるが、そのほとんどが獣害防止柵の設置・補修であり、ここでも中山間地域の野生獣被害の深刻さがうかがえる。
- ・「法面、水路・農道等の補修・改修」「獣害防止柵の設置・補修」が遅れている集落協定には、「共同活動の充実」に向けた指導を行うことで、着実な実施が見込まれている。



F~H A要件（0集落）、B要件（2集落）、C要件（121集落）

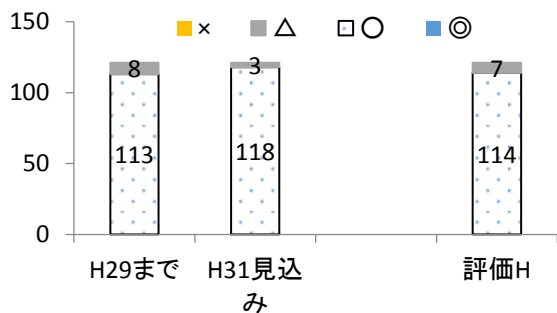
評価F（A要件） 取り組みなし

評価G（B要件） ◎…0集落、○…2集落、△…0集落、×…0集落

	新規参加者（女性、若者、NP、法人等）		地場農産物の加工販売		評価G
	H29まで	H31見込み	H29まで	H31見込み	
◎					
○	1	1	2	2	2
△					
×					

- ・2集落がB要件に取り組んでいる。
- ・いずれも、選択した取組（1集落は複数取組）について、通知基準以上の目標達成が見込まれている。
- ・いずれの集落も、地場産農産物の加工販売を行うなど、地域の活性化に向けた取組が行われている。

評価H（C要件） ◎…0集落、○…114集落、△…7集落、×…0集落



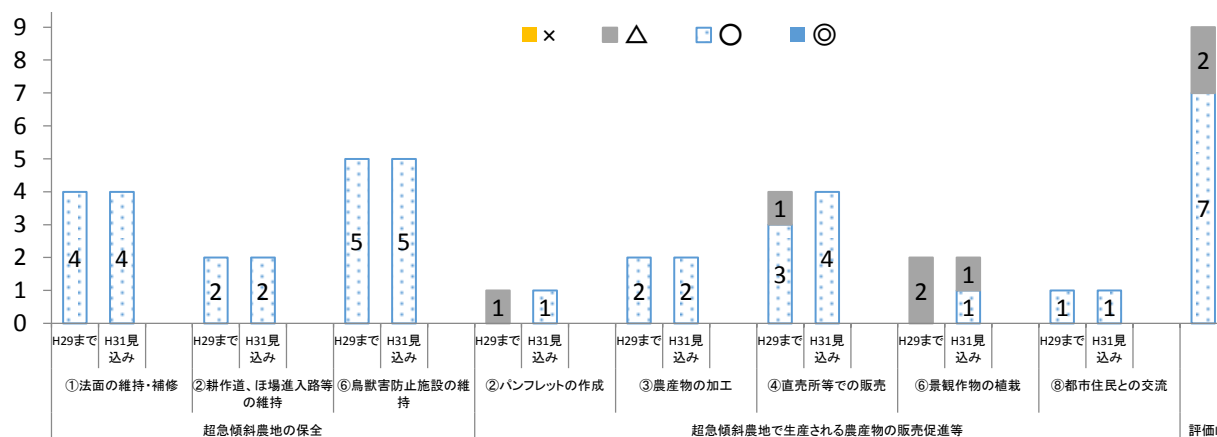
- ・体制整備単価に取り組む123集落のうち、121集落がC要件（集団的かつ持続的な体制整備）を選択している。
- ・ほぼすべての集落で、高齢化等により集落内で耕作できなくなった人が現れた場合でも、耕作放棄地を出さないための農業生産活動のサポート体制が構築されているため、確実な支援が見込まれる。

1 加算措置

■ 集落連携、機能維持加算 取り組みなし

■ 超急傾斜農用地保全管理加算 ◎…0集落、○…7集落、△…2集落、×…0集落

- ・加算措置には9集落が取組、すべて急傾斜農地保全管理加算の取組である。
- ・本加算措置では「農地の保全」と「急傾斜地での生産物の販売促進」活動を併せて実施する必要があるが、保全活動（法面の維持管理や鳥獣害防止柵の維持等）はすべての集落で実施されている。
- ・一方、販売促進活動（パンフレットの作成、直売所での販売）では、農用地保全活動に精いっぱい、販売促進活動への取り組みが遅れており、今後、当該市が「話し合いの充実」「共同活動の充実」に向けた助言・指導を行うことで、着実な実施が見込まれる。



4 集落協定内における話し合いの状況（現状のみ評価）

評価（話し合いの状況）

◎…5集落、○…135集落、△…8集落、×…0集落

項目	話し合いの回数(回)
平均	3.8
最低	1
最高	15

項目	4期対策前からの増加
増加	29
変わらない	116
減少した	3

項目	評価(話し合い)
◎	5
○	135
△	8
×	0

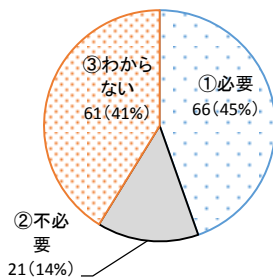
- ・集落協定内での年間の話し合いは、平均3.8回である（最高15回、最低1回）。
- ・前期対策から比較すると、回数が変わらない集落が多いが、回数の増えた集落が29もあった。
- ・ほとんどの集落協定で、共同活動取組活動の実施内容や方法、交付金の使途など、本制度の実施に必要な話し合いが行われている。
- ・指導助言が必要とされている集落協定でも、年間3回以上話し合いされているところがほとんどであり、当該市では、協定参加者の意向把握を行った上で話し合いを進めるよう助言・指導する予定である。

5 集落戦略への取組状況（現状のみ評価）

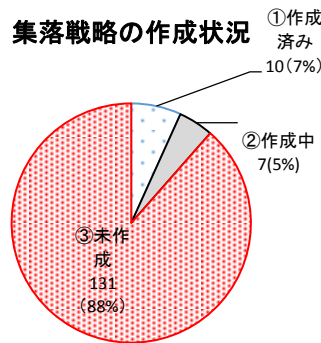
評価（集落戦略への取組状況） ◎…○集落、○…42集落、△…106集落、×…○集落

- ・集落戦略（集落自らが10～15年後の集落や協定農用地を検討し、あるべき姿を計画にしたもの）の必要性を感じている集落協定は66あるが、現在、策定済みの集落戦略は10である。
- ・15ha以上の集落協定が集落戦略を作成した場合、遡及返還規程が緩和されるため、協定面積が15ha以上のところでは、作成を進めているもしくは検討中のところが多い。一方で、遡及返還の恩恵を受けられえが故に、営農意欲の低下を招くと危惧する市町や集落があり、作成しない集落協定も見受けられる。
- ・また、15ha未満の集落協定では、集落戦略作成によるメリットが少ないことから、作成に向けた意欲が乏しい。協定農用地外の農地も含め「人・農地プラン」で検討するという意見もあり、集落戦略の作成は困難である。
- ・今後、集落戦略の作成を進めるため、市町では、集落の会合等において、地域の農業者の状況を示した上で、集落戦略の趣旨、メリット等について周知を行うとしている。

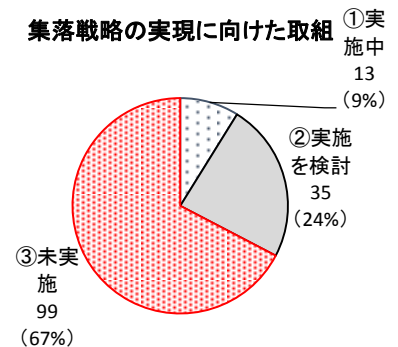
協定内で集落戦略を作成する必要性



集落戦略の作成状況



集落戦略の実現に向けた取組



個別協定の評価（2協定）

- ・個別協定については、湖南省市、高島市でそれぞれ1協定が制度に取り組んでいる。
- ・高島市では、柵・ネットの設置等が遅れているが、個別協定のため、協定農用地を柵等で囲う作業に労力を要している。
- ・2協定いずれについても、選択した活動項目（以下のとおり）のほとんどで確実に活動が実施されている。

	利用権の設定等または農作業の受委託			農業生産活動等として取り組むべき事項														
	A 利用権の設定等または農作業の受委託			B 耕作放棄の防止等の活動						C 水路、農道等の管理			D 多面的機能を増進する活動					
	H29まで	H31見込み	評価	賃借権設定・農作業の委託		農地の法面管理		柵、ネット等の設置		評価	水路の管理、農道の管理、その他の施設の管理		評価	周辺林地の下草刈、緑肥作物の作付		土壌流亡に配慮した営農		評価
				H29まで	H31見込み	H29まで	H31見込み	H29まで	H31見込み		H29まで	H31見込み		H29まで	H31見込み	H29まで	H31見込み	
湖南省市	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○
高島市	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 評価項目毎に実施状況を分析

- 協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外8市町 26 協定
- 指導・助言が必要な協定数〔（指導内容による分類）〕 6市 122 協定
 - 話し合い活動の充実 5市 21 協定
 - 非農家等多様な人材の参画推進 2市 4 協定
 - 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化 4市 78 協定
 - 地域外者等との連携強化 3市 3 協定
 - 近隣集落等の連携強化 4市 14 協定
 - 活動内容の再検討（変更） 1市 7 協定
 - 活動目標 1市 6 協定
 - 達成目標 1市 5 協定
 - 組織的な営農活動の導入 1市 19 協定
 - 共同取組活動の充実 4市 25 協定
 - 共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）＊ 1市 1 協定
 - 協定参加者の意向把握＊ 6市 91 協定
 - 農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）＊ 1市 19 協定
- 返還等の措置が必要な協定数〔全額返還／2割返還／加算分返還／交付停 0 協定

制度の評価（成果と課題）

※ 本制度の取組状況から、これまでの制度の評価と課題について簡潔に取りまとめるとともに、制度の改善・見直しの方向性を記載する。

① 農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用等）

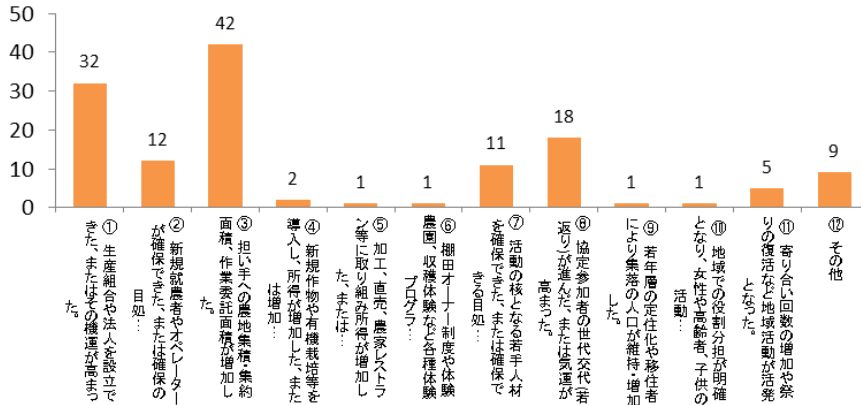
【成果】

- 担い手の確保と農地集積
集落営農組織が法人化し、担い手が確保でき（または機運が高まり）、地域農業の受け皿となった。それに伴い、担い手への農地集積・集約化が進み、協定内の農地の大半を集積した事例もあった（市町評価書より）。
- 鳥獣被害の防止
協定農用地の保安全管理には、継続的な農業生産活動を確保するため、鳥獣被害防止活動（柵やネットの設置、農地法面の管理活動等）に取り組む集落が多く、着実に実施されている。
- 集落の協働意識の変化（高まり）
農地の維持管理は個人（地権者）の問題ではなく、集落全体の問題と捉え、非農業者が協定に参加するなど、122協定（82%）で協働意識の高まりが認められた。

< 集落の取組に対する自己評価に係るもの >

(集落協定アンケート問7)

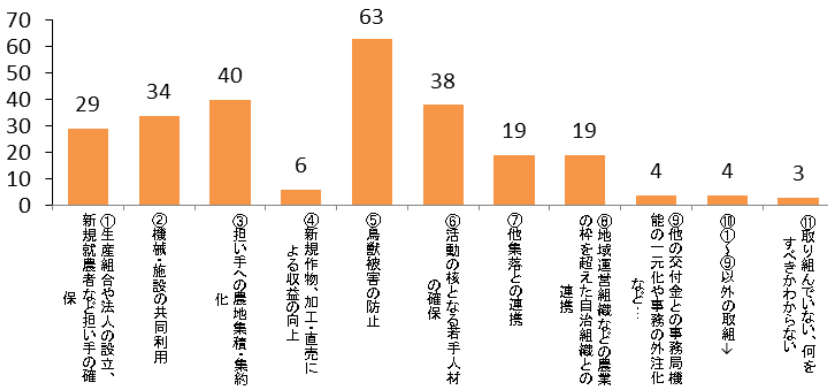
どのような点で次期対策～10年後も協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の管理等の共同活動ができる体制が整ってきたと思いますか(4つまで)(対象80集落)。



< 本制度そのものの評価について >

(集落協定アンケート(問5)) 92集落

次期対策～10年後に、協定農用地の保全・管理、共同活動の継続的な実施を確保するためにどんなことに取り組んでいますか、または今後、取り組もうと考えていますか(4つまで)。

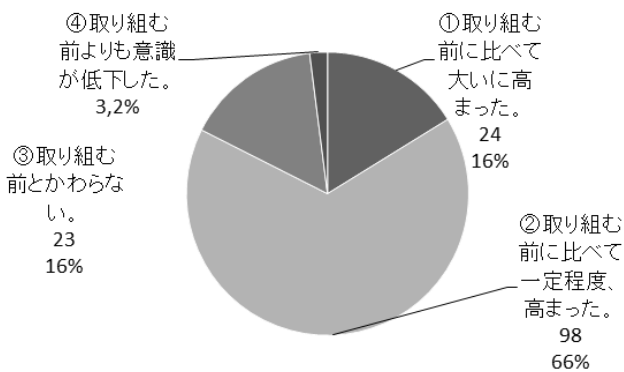


< 集落機能の維持について >

(集落協定アンケート問22)

本制度に取り組むことにより「協働意識」は集落で定着したと思いますか。

次の中から1つ選んで下さい。



【問題点、課題】

- ・担い手が不在・不足である集落も依然として多い

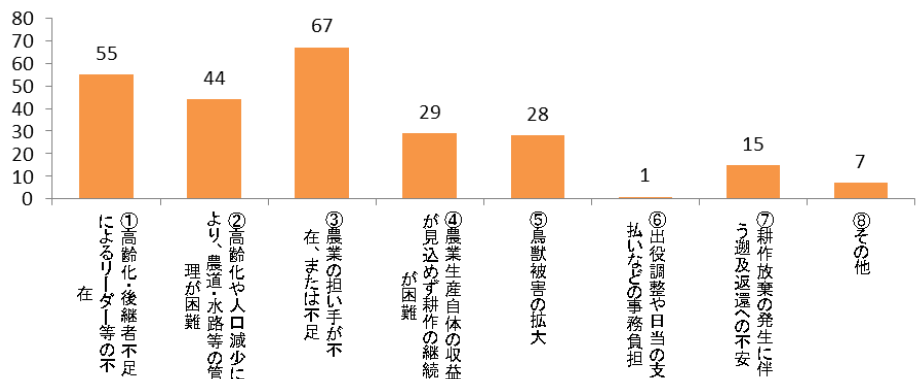
集落営農組織が法人化する一方、担い手が不在・不足すると回答する集落も多い。特に、新規就農者や後継者等の確保は困難な状況である。各集落とも将来の担い手に対する問題意識はあるが、具体的な対策はとられていない。集落外の担い手へ農地を預ける場合、農業生産できる環境（獣害対策、基盤整備等）を集落で整備する必要があるが、労力的な負担が大きな課題となっている。

- ・高齢化や後継者不足による地域リーダー等の不在

既存の集落協定の多くで本制度の取組当初から役員が変わらず、高齢化と後継者不足が進んでいる。併せて、地域リーダー等が不在の集落も多く、活動継続を懸念する集落が多い。

<本制度そのものの評価について>

(集落協定アンケート(問4))
なぜ、次期対策～10年後は協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の管理等に係る共同活動が出来なくなると考えていますか。次の中から選んで下さい(3つまで)(対象92集落)。



② 所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等）

【【成果】】

- ・本交付金を活用し、棚田オーナー制度や修学旅行生の受け入れ、一般消費者を対象とした収穫祭の開催等、都市農村交流活動を実施している集落協定がある。
- ・獣害柵の設置により野生獣による農産物被害額が減少し、所得向上につながっている。
- ・所得確保に向け、集落協定での創意工夫もみられる（獣害対策として、水稻の早生品種を作付る等）。

【問題点、課題】

- ・都市農村交流に取り組んでいる集落でも、所得形成までには至っていない。
- ・ほとんどの集落が、地域づくりとなる共同活動の取組で精いっぱいであるため、さらに発展した“ものづくり活動”（6次産業化等）は困難な状況である。

③ 集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化等）

【成果】

- ・耕作放棄地の発生（増加）防止
協定農用地が適切に維持・管理され、協定農用地の耕作放棄が防止できた。集落アンケート問21の結果からの換算値では、協定農用地1,707haの約2割にあたる326haの耕作放棄地の発生を防止できたと推察される。
- ・非農業者の協定参加による活性化
農業生産を継続するために寄り合い回数が増加し、協働（共同）化に向けた意識の向上や課題解決に向け取り組む機運が醸成された。

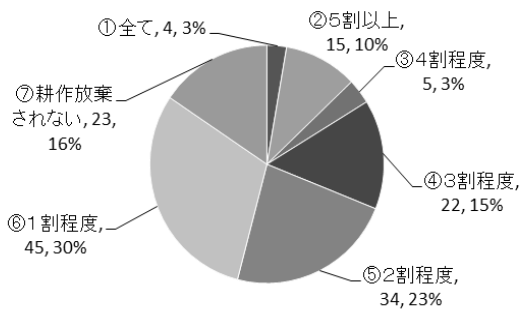
【問題点、課題】

- ・協定参加者が少ない集落協定では、高齢化や人口減少、リーダー不在により活動継続が困難になっている。
- ・単独集落での農地維持は厳しく、他集落との連携が必要（アンケートによる自由意見より）。
- ・地域を支える人材の確保が必要であるが、具体的な方策の検討までには至っていない。

<耕作放棄の発生防止、抑制について>

（集落アンケート問21）

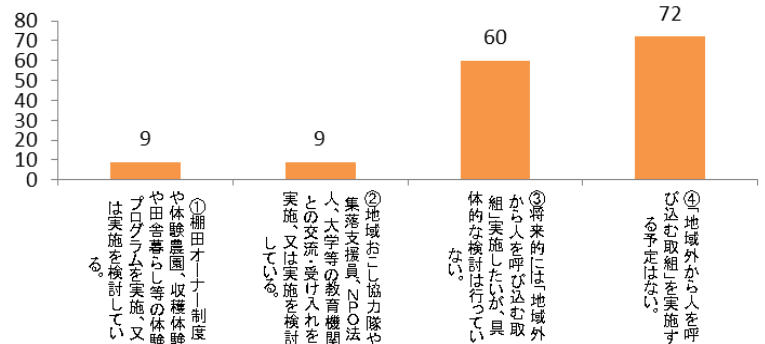
本制度に取り組んでいなければ、協定農用地については平成27年度から平成31年度の5年間で、どれくらいの農用地が耕作放棄されると思いますか。



<地域外からの「人の呼び込み」について>

（集落協定アンケート問18）

集落では、都市住民との交流や地域おこし協力隊をはじめとする外部人材の受け入れなど「地域外からの人の呼び込み」に取り組んでいますか？（①、②の複数回答可）



④ 行政取組等（都道府県の推進体制、市町村の推進活動に対する支援等）

【成果】

- ・市町と県が連携し、新たな集落協定の締結や面積拡大に向けた助言、提出書類に対する事務支援、農地保全のためのアドバイス等を行った結果、本制度に取り組む協定や協定農用地面積が増加した。（3期対策と比較し、7協定、92ha増）。
- ・集落に対する本制度説明や実施状況の確認等を通じて、事業が適正に実施されている。

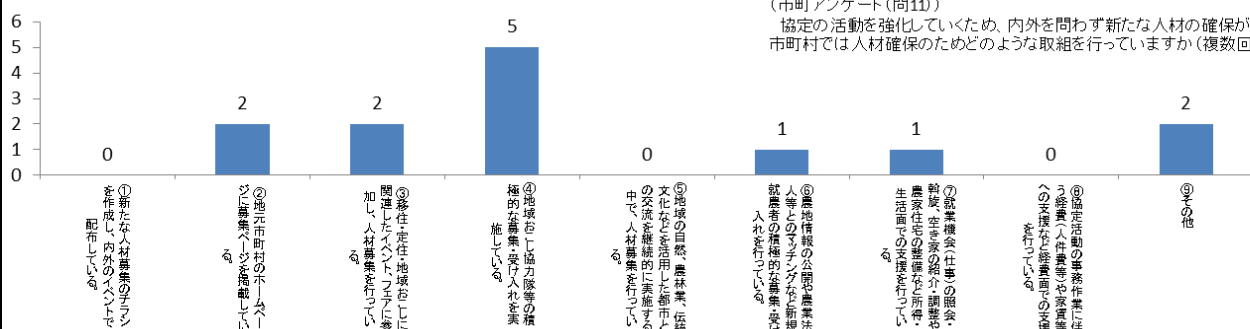
【問題点、課題】

- ・関係部署（農業委員会や農地中間管理機構、JA等）と連携を強化し、協定活動を継続するための、新たな人材確保・定着に向けた支援。
- ・事務作業の軽減。

<人材確保の取組>

（市町アンケート問11）

協定の活動を強化していくため、内外を問わず新たな人材の確保が重要ですが、市町村では人材確保のためどのような取組を行っていますか（複数回答可）。



⑤ ①～④及び集落等に対するアンケート調査結果等を踏まえた制度全体に係る総合的な評価

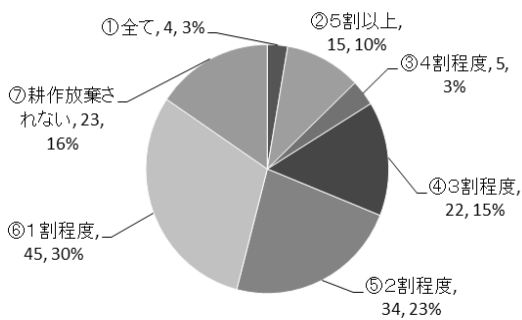
【成果】

◆ 耕作放棄の発生を防止

- ・本制度に取り組む集落協定では、協定農用地を適切に管理することで、耕作放棄地の発生を防止している（協定農用地のうち、約2割にあたる326haの耕作放棄を防いでいる）。
- ・本制度は耕作放棄地の抑制効果があり、中山間地域の農業生産活動を維持する上で、必要な施策である。

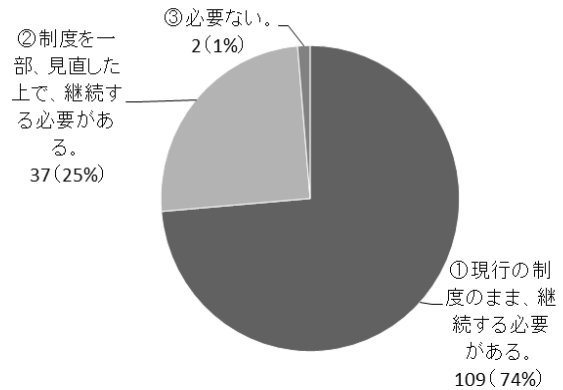
＜耕作放棄の発生防止、抑制について＞

（集落アンケート問21）
本制度に取り組んでいなければ、協定農用地については平成27年度から平成31年度の5年間で、どれくらいの農用地が耕作放棄されるとお考えですか。



＜今後の中山間地域等直接支払制度のあり方について＞

（集落アンケート問24）
全ての集落について、中山間地域の農業農村を維持していく上で、今後も中山間地域等直接支払制度は必要だと思いますか。

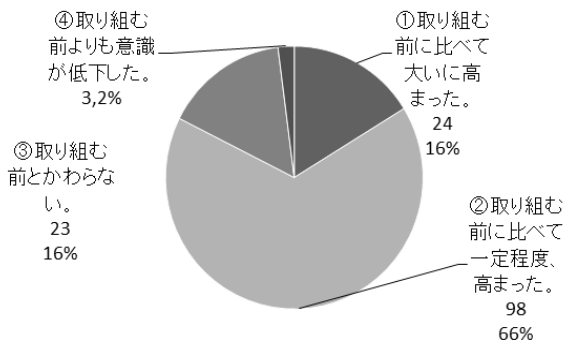


◆ 地域、集落の活性化

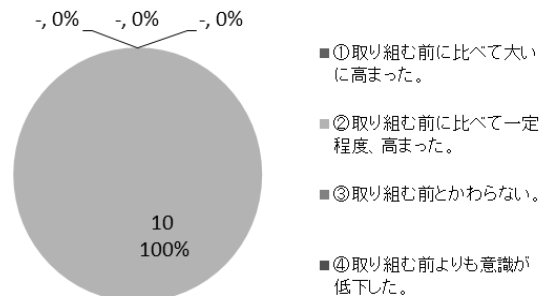
本制度に取り組むことにより、集落で話し合いが繰り返され、農地を集落の問題として捉える必要があるという共同意識の高まりが認められた。非農業者が集落協定に参加し、水路や農道の管理を協同で実践し、集落機能が保たれている。

＜集落機能の維持について＞

（集落協定アンケート問22）
本制度に取り組むことにより「協働意識」は集落で定着したと思いますか。
次の中から1つ選んで下さい。



（市町アンケート問13）
本制度に取り組むことにより「協働意識(*)」は集落で定着したと思いますか (N=10)



◆ 多面的機能の維持

本制度により、農業生産活動が継続され、農地や農業用施設、農村の有する多面的機能が一定維持されている。

【課題】

◆ 協定参加者の高齢化等による活動継続への不安

中山間地域の集落では高齢化や人口減少が進展し、「人」が不足している。集落へのアンケートでは、62協定（42%）が「次期対策への取組は困難」「取り組むが協定農用地を一部除外」と回答している。

◆ 農村集落における「人材」の確保

今後、活動を継続するためには、協定参加者を減らさないことや、近隣集落や外部から新たな人材を確保・受け入れる必要がある。

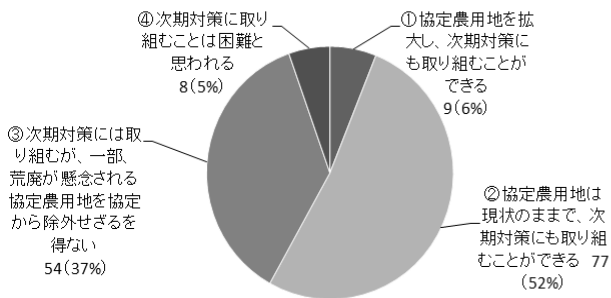
◆ 本制度の運用改善

本制度に取り組む場合、5年間の活動継続や遡及返還を心配し、取組を躊躇ったり、取組自体をやめることがある。集落協定アンケートでも、「活動期間」「遡及返還」「気軽に取り組めるよう要件緩和」等の改善を望む声が多い。条件不利地である中山間地域の農用地を維持し、多面的機能を確保するためには、集落がより取り組みやすいような一層の運用改善が必要。

<本制度そのものの評価について>

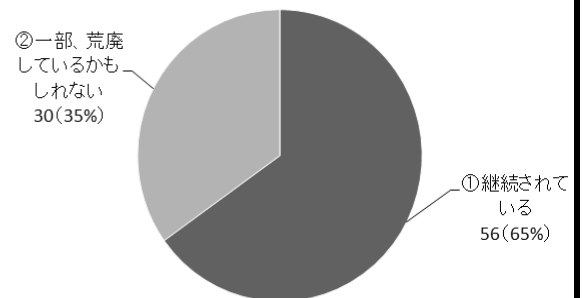
(集落協定アンケート問1)

あなたの地域の集落協定は、本制度の次期対策(平成32年度～)にも取り組むことができますか。



(集落協定アンケート問2)

協定農用地は、次期対策期間を含め、10年後も耕作、または維持管理が継続されていると思いますか(問1で①②と答えた86集落)。



「指導・助言」の内訳

対応の方向	集落協定数	個別協定数
① 話し合い活動の充実	21	0
② 非農家等多様な人材の参画推進	4	0
③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	78	0
④ 地域外者等との連携強化	3	0
⑤ 近隣集落等の連携強化	14	0
⑥ 活動内容の再検討（変更）	7	0
ア 活動目標	6	0
イ 達成目標	5	0
ウ 加算措置	0	0
エ 単価	0	0
⑦ 組織的な営農活動の導入	19	0
⑧ 共同取組活動の充実	25	0
⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）＊	1	0
⑩ 協定参加者の意向把握＊	91	0
⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）＊	19	0
⑫ その他（ ）	0	0

＊は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目
注） 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

(様式2-2の別紙2)

「返還措置等」の内訳

指導内容	集落協定数等	
	件数	金額(円)
① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)	0	
② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)	0	
③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)	0	
④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)	0	
⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)	0	
⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還)	0	
⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)	0	
⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)	0	
⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止)	0	

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

都道府県の推進活動等

都道府県名	滋賀県	担当部署	農政水産部 農村振興課
-------	-----	------	-------------

1 市町村の取組に関する集計

(1) 推進体制

- ① 市町村数 10市町
- ② 1市町村当たりの担当者数 1人
- ③ 業務の内訳：

「協定書の審査や交付金の交付事務」「集落等への事務支援」「実施状況の確認」の3業務にかかる従事日数が多い。

業務の内訳	1位	2位	3位	4位
① 集落説明会				3
② 協定書の審査や交付金の交付事務	5	5		
③ 集落等への事務支援	3	3	3	
④ 実施状況の確認	2	2	5	1
⑤ 共同取組活動等への指導・助言			2	1
⑥ 自立的かつ持続的な農業生産活動に関する支援				3
⑦ 集落戦略の作成支援				1
⑧ JAや農業委員会等の関係機関・団体との連携				
⑨ その他				1

(2) 支援体制

① 関係機関・団体との連携状況

- ・関係機関等と連携している市町は、9市町。
- ・連携先は、「都道府県の出先機関」が6、「農業委員会」が3、「市町の他部局」「土地改良区」が各2となっている。

② 連携の内容

県出先機関とは「事務手続き等の支援」「集落への説明・指導」、市町の他部局とは「農地整備や他事業の活用状況の確認」、農業委員会とは「農用地の現況（利用権、地目、面積等）確認、図面提供」、土地改良区とは「協定参加者としての周辺集落のとりまとめ、農地の維持・管理方法等」といった内容である。

③ 「支援チーム」による取組

「支援チーム」による推進を行っている市町は、ない。

(3) 集落等への支援内容・効果

① 市町村が行った主な支援内容

集落に対して支援した内容では、「協定書や申請書等の書類作成支援」が多く、その他「取組活動に対する助言指導」「集落への制度説明」「相談対応」等があった。

② 市町村による支援の効果

協定参加者に制度の趣旨が理解され、共同活動により農業生産活動が継続的に行われ、農用地が適切に維持された。

③ 市町村の自己評価結果

- （一定程度の効果があり、有効な支援であった）：8
（理由）共同活動が実践されている、話し合いの機会が増えた、新規取組を推進、農業の継続に向けた機運が醸成できた、農地が適切に維持管理されている等
- △（あまり効果がなく、更なる取組が必要がある）：2
（理由）農地維持に向けた取組の先の活動（生産活動）について進展が図れていない事務的な支援はできたが持続的な農業生産活動等への支援は十分できていなかった

た

2 市町村の自己評価に対する都道府県の評価

(1) 市町村の推進活動等に関する評価

- ・△の2市では、いずれも共同活動により農地が維持されているが、農業生産活動までに至らず、さらなる改善の余地があると高い目標を設定されている。
- ・いずれの市町も限られた担当者の中、集落に対し本制度を推進し、協定参加者等の農地保全に対する意識が高まり、協定数の増加・面積拡大、組織の広域化等、一定の成果が確認できた。したがって、市町村の推進活動は大いに評価できる。

(2) 今後、必要な支援

市町担当者の業務では、交付事務・事務支援に多くの時間が割かれている。今後、市町村の事務作業を減らし、農業生産活動に向けた助言指導の業務・時間を増やすため、以下の支援を行いたい。

(県の役割)

・市町等担当者会議や意見交換会等を開催し、事務作業の軽減を実現している(優良)事例の紹介等。

- ・集落協定の広域化や連携強化等の推進に向けた検討。
- ・各種調査物の精査。

(国に要望すること)

- ・各種書類(実施状況確認、交付金事務・確認書類等)の簡素化に向けた検討。
- ・職員の負担軽減を図るための臨時職員雇用等、中山間地域等直接支払推進交付金の増額。

3 都道府県による市町村への支援の内容等

(1) 都道府県の推進体制

- ・各農業農村振興事務所(県下6か所)段階
「戦略推進会議(県、市町、JA、土地改良区等)」「地域農業活性化推進チーム(県担当者)」を設置。農業・農村のあるべき姿や方向性を検討し、集落自らが描いた今後の目指す姿に向かって実践できるよう支援を行っている(本制度は活性化に向けた1ツールとして活用)。
- ・県庁段階
「中山間地域等活性化対策協議会(構成員:市町、県(出先機関、関係部局(他部含む)、農業会議、JA中央会、森林組合)」を設置し、本制度の円滑な推進に向けた協議、調整を行っている。

(2) 市町村に対する支援内容と効果

第4期対策において実施した市町村等への支援内容を記載して下さい(主な支援内容)。

No.1	交付金交付や協定書作成にかかる事務支援、集落への助言指導等
No.2	集落説明会の開催による制度の推進等
No.3	実施状況の確認

第4期対策において実施した市町村等への支援の結果、どのような効果があったか記載して下さい。

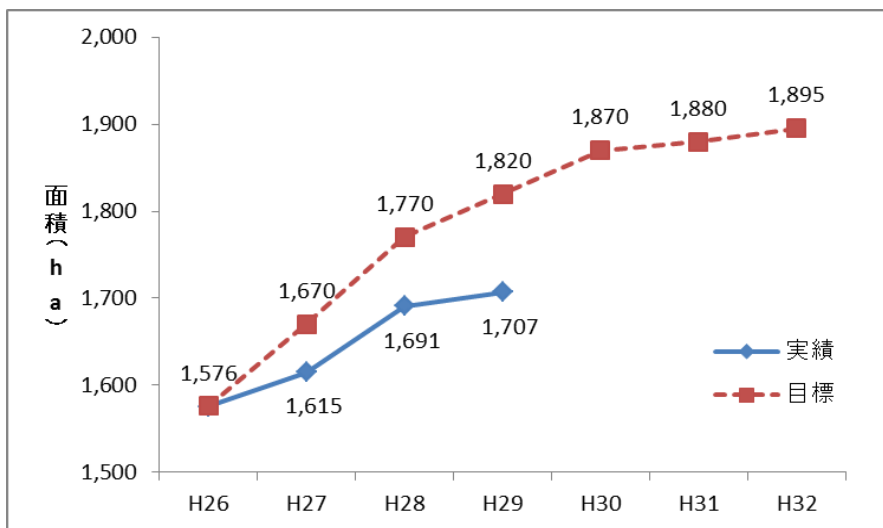
市町村に対する支援の効果

- ・取組協定および取組面積が拡大し、中山間地域における農用地が適切に管理された。
- ・複数協定が新規統合し、併せて面積拡大するなど、事務作業の軽減に寄与。
- ・共同活動取組による集落内での話し合いの機会創出。

4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

- 中山間地域の農用地の維持には本制度が有効であると市町担当者と共通認識をもって、取組の推進を行った。
- 結果、協定数や協定農用地面積が拡大し、いずれも協定農用地が適切に管理され、県の推進活動としては一定の評価ができる。
- しかし、当初掲げていた推進目標（交付面積）には達しておらず、未取組市町や未取組集落に対してさらなる推進が必要であった。



- 平成32年度の目標は、交付面積1,895ha（H26年比較、319haの面積拡大）。
- 平成29年度は1,707ha（131haの面積拡大）であり、目標に対する進捗率は41%に留まる。

(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

中山間地域では、高齢化や担い手不足が進んでおり、集落協定の結果・評価等でも、次期対策への取組継続が懸念されている。

本県では、協定面積が増加しているが、3期から4期対策の移行時に、小規模（参加人数、面積）の集落協定が、「5年間の活動継続」「遡及返還規定」を理由に取組継続を断念されている。したがって、活動期間、遡及返還規程等の要件を緩和し、本制度に安心して取り組めるような改善が求められる。

今後、共同により農業生産活動等を行うためには、集落内外から「人材」を確保することが不可欠であり、企業や大学等多様な主体の参加により活動が実践・継続される支援体制の検討が必要となる。